○消防庁告示第十七号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十六条第二項の規定に基づき、消防救助操法の基準（昭和五十三年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月九日

消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二編　消防救助基本操法	**第二編**　［同上］
［**第一章～第十五章**　略］	［**第一章～第十五章**　同上］
第十六章　ロープ操法	**第十六章**　［同上］
第一節　通則	**第一節**　［同上］
（操法実施上の留意事項）	（操法実施上の留意事項）
第百八条　第四条に定めるもののほか、ロープ操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	**第百八条**　［略］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　ロープは、踏みつけ、引きずり等をしないこと。	七　ロープは、踏みつけ又は引きずり等をしないこと。
［**第二節～第四節**　略］	［**第二節～第四節**　同上］
第五節　渡過操法	**第五節**　渡過操法
（操法実施上の留意事項）	（操法実施上の留意事項）
第百三十一条　第四条及び第百八条に定めるもののほか、渡過操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	**第百三十一条**　第四条及び第百八条に定めるもののほか、渡過を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
［一～三　略］	［一～三　同上］
第六節　確保操法	**第六節**　確保操法
（操法実施上の留意事項）	（操法実施上の留意事項）
第百三十五条　第四条及び第百八条に定めるもののほか、確保操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	**第百三十五条**　第四条及び第百八条に定めるもののほか、確保を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
［一～六　略］	［一～六　同上］
第十六章の二　都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法	［新設］
第一節　通則	
（都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法の種別）	
第百三十八条　都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法を分けて、都市型ロープレスキュー器具による基本結索操法、都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下操法、都市型ロープレスキュー器具による登はん操法、都市型ロープレスキュー器具による渡過操法及び都市型ロープレスキュー器具による確保操法とする。	
（操法実施上の留意事項）	
第百三十九条　第四条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。	
一　都市型ロープレスキュー器具によるロープ操法においては、破断荷重二十キロニュートン以上で、長さ二・五メートルから六メートルまでの小綱及び十メートル以上の繊維ロープ（中芯と外皮の二重構造のものに限る。）を使用するものとすること。	